

特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札公告〔共通事項〕

- 1 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項（特定建設工事共同企業体の各構成員の資格を含む）
 - (1) 次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - ウ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - エ 長野県建設工事入札参加資格を有する者であること。
 - オ 有効な経営事項審査を有している者であること。
 - カ 県発注の他の対象工事において、請負契約約款第17条に基づく「設計図書不適合の場合の改造請求」を受けていない者であること。
 - キ 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
 - ク 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後請負契約約款第31条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
 - ケ 県発注の他の対象工事の入札において、受注希望型競争入札における同種工事の実績等の要件に適合しない入札参加者に対する事務処理規程により、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
 - コ 県発注の他の対象工事の入札において、低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退に対する事務処理規程（平成30年3月29日付け29建政技第342号。以下、「低入札価格調査辞退規程」という。）により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
 - サ 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - シ 滞納している県税等徴収金がないこと。
- 2 入札参加手続等
 - (1) 設計図書等の閲覧等
 - ア 本工事に係る設計図書等（図面、仕様書、現場説明書及び参考図書（閲覧設計書を含む。）をいう。以下同じ。）及び契約書（案）は、次の方法により閲覧できるものとする。
 - 契約書（案）
長野県公式ホームページに掲載する。
 - 閲覧設計書、図面、仕様書等
発注機関が入札公告で示す方法において、閲覧及び入手できるものとする。
 - イ 入札情報システムへの掲載期間、閲覧及び入手できる場所・期間は、入札公告に示すとおりとする。
 - ウ 設計図書等に対する質問及び回答
 - (ア) 設計図書等について質問がある場合は、入札公告に示す期間内に指定の場所に、質問書（建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領様式2）を提出することができる。
 - (イ) 質問書に対する回答は、入札公告に示す期間、入札情報システムに掲載することとし、質問者には回答しない。
 - (ウ) 入札に参加を希望する者以外の者からの質問には回答しない。
 - (2) 競争入札参加資格等の確認手続き
本件入札の入札参加者は、入札公告に示す方法により、一般競争参加資格等確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争参加資格等確認資料（以下「資料」という。）を提出し、一般競争参加資格等の確認を受けなければならない。なお、申請書及び資料を提出しない者の入札書は無効とする。
 - (3) 申請書及び資料の提出方法、提出場所及び提出期限

入札公告に示す提出先へ、入札書等と同時に提出すること。詳細は入札説明書に示すとおりである。

(4) 入札参加資格要件の審査

開札前までに、競争入札の入札参加者が、入札参加資格要件を満たしているかの審査を行う。

(5) 入札書の提出方法並びに開札の日時及び場所

入札書の提出方法は、郵送による入札とし、開札の日時及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

3 入札保証金

納付を免除する。ただし、次に該当する場合は見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5に相当する金額を納付しなければならない。

ア 落札者として決定された者が、契約を締結しないとき

イ 低入札価格調査に係る調査書類等、発注者が求める入札条件を確認する書類を提出しなかったとき

ウ 低入札価格調査辞退規定に基づく辞退又はやむを得ない事情と発注機関が認める辞退による場合を除き、契約締結にいたらなかったとき

4 低入札価格調査制度の調査基準価格等の適用

受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領（平成15年4月14日付け15監技第7号、以下「低入札調査試行要領」という。）の第3第1号に規定する「低入札価格調査基準価格」の算定を適用し、第3第2号に規定する「失格基準価格」は適用しない。

4の2 特別重点調査の適用

本件入札は、特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札実施要領（平成21年7月1日付け21建政技第159号）に係る低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について（平成23年6月24日付け23建政技第128号、以下「特別重点調査」という。）を適用する。

5 工事費内訳書の提出

(1) 入札参加者は、「特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札 入札心得」（以下「入札心得」という。）第4条の規定に基づき、入札書とともに工事費内訳書を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳書は、次のいずれかの形式により作成すること。

ア 設計図書等のうち閲覧設計書の工事費内訳書に単価、金額を記載したもの

イ アと同等の項目が含まれている独自様式によるもの（原則として、「費目・工種・種別・細別・施工名称など」は閲覧設計書の項目により作成すること。）。なお、下請等により材工別となる場合は、材料費と労務・機械経費等が確認できる内訳を添付すること。

6 入札方法等

(1) 入札書等の提出等

ア 入札書等の提出期限及び場所は、入札公告に示すとおりとし、提出する書類の詳細は入札説明書に示すとおりである。

イ 質問回答において、積算に関わる事項をお知らせすることがあるので、質問回答を閲覧のうえ、入札公告に示す入札書等提出開始日以降に入札書等の提出を行うこと。

ウ 入札書等の提出は、郵送入札（一般書留又は簡易書留のいずれかの方法による、配達日指定郵便とする。）としなければならない。

エ 入札書等は次に定める方法で郵送しなければならない。

(ア) 入札書等の郵送は外封筒及び中封筒の二重封筒とする。

(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事名、工事箇所名及び入札者の商号又は名称（特定建設工事共同企業体にあつては、特定建設工事共同企業体の名称（以下「特定JVの名称」という。））を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒及び工事費内訳書他必要書類（詳細は入札説明書による）を入れ、封筒の表面に、開札日、工事名、工事箇所名、入札者の商号又は名称（特定JVの名称）、担当者名及び担当者連絡先（電話番号・FAX番号）を記載すること。

(エ) 外封筒及び中封筒の表紙には、入札説明書に記載の「外封筒及び中封筒張り付け用紙」

に、入札者の商号又は名称（特定JVの名称）、担当者名及び担当者の連絡先（電話番号）を記載の上、切り取って張り付けること。ただし、「外封筒及び中封筒張り付け用紙」以外の方法で表記した場合も有効とする。

(オ) 入札書等は、提出期限（入札書等配達指定日）に入札公告に示す提出先に到達しなければならない。

(カ) 1つの中封筒に2つ以上の入札書を同封してはならない。

オ 入札書等については、入札心得第5条各号に掲げるいずれかに該当する入札書等は受理しない。

カ 入札書等については、建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）第3第1号アからエ及び同号カからサに規定する要件等を満たしていることを確認するものとする。

キ 一度提出した入札書等の書替え、引換え又は撤回は認めない。

ク 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札回数

入札回数は2回を限度とする。

(3) 開札

ア 開札は、当該対象工事の入札公告に示す日時、場所において行うものとする。

イ 開札は公開とする。ただし、開札会場への立ち入りは、発注機関の長が、公正な入札事務の執行を阻害するおそれがないとして特に認めた者に限るものとし、この場合にあっては、入札事務の執行を阻害したと認めた場合は、この者を開札会場から退場させることができるものとする。

ウ 発注機関の長は、開札にあたっては当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

エ 入札経過書の立会人欄には、前項の規定により立ち会った入札事務に関係のない職員が署名するものとする。

オ 発注機関の長は、開札後、予定価格の範囲内の入札があった場合は予定価格を、予定価格の範囲内の入札がない場合は最低入札価格の入札金額を読み上げ、落札を保留して開札を終了するものとする。

(4) 再入札

ア 発注機関の長は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、予定価格超の入札がある場合は、開札後速やかに再入札の実施について決定する。

イ 前項の確認の結果、再入札を実施する場合は、予定価格超過者に対しFAXにより通知する。なお、1回目の入札書が無効、無効（失格）となった者に対しては、長野県公式ホームページにより通知書を掲載する。

ウ 1回目の入札書が無効、無効（失格）となった者、又は再入札書提出期限までに入札書を提出しない者は、再入札に参加できない。

エ 再入札書の提出時にあっては、工事費内訳書の添付は不要とする。ただし、再入札の結果落札候補者を決定した場合は、別途指定する期日までに求めるものとする。

オ (3)に規定する開札の方法については、再入札について準用するものとする。この場合において、「入札公告に示す日時、場所」は、「再入札通知に示す日時、場所」と読み替える。

カ アの確認の結果、再入札を実施しない場合は、長野県公式ホームページにより入札経過書を掲載し入札を終了する。

(5) 入札結果等

対象工事の予定価格は、開札した日の翌日（休日の場合は、休日明け。）までに、対象工事の入札者名、入札金額、低入札価格調査基準価格（消費税抜き）は、疑義申立て受付終了後速やかに、長野県公式ホームページに掲載する。

7 入札参加資格要件の審査

(1) 入札参加資格要件審査手続

発注機関の長は、入札参加資格要件に基づき、入札参加者が当該要件を満たしていることの審査を行う。審査は開札前までに実施し、2の(2)により提出された、申請書及び資料により行う。審査の結果、入札参加者が当該要件を満たしていない場合は、当該入札参加者のした入札は、無効とする。

(2) 発注機関の長が必要と認めた場合は、提出書類に関するヒアリングを実施することがある。この場合は、個別に当該者に連絡する。

(3) 審査の結果、入札参加資格要件を満たさないと認められた者には、入札参加資格要件不適格通知書(建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領様式7)により通知する。なお、当該通知を受理した者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札実施要領第8第1項の規定に基づき、その理由について苦情を申立てることができる。

(4) (3)の苦情の申立ては、落札候補者決定のための入札事務の執行を妨げないものとする。

(5) 入札参加者が入札参加資格要件審査のために発注機関の長が行う指示に応じない場合は、当該入札参加者のした入札は、無効とする。

8 予定価格に対する疑義申立て

(1) 予定価格に対する疑義申立ては、当該工事の入札に参加した者が行うことができる。

(2) 予定価格について疑義がある場合は、入札公告に示す期間内に指定する場所に、疑義申立て書を提出することができる。

(3) 疑義申立てに対する確認結果等は、疑義申立て受付終了後速やかに、長野県公式ホームページに掲載する。ただし、疑義申立て受付終了前に入札手続等を取りやめる場合は、疑義申立て受付終了前に長野県公式ホームページに掲載する。

9 工事費内訳書の審査

発注機関の長は、10の規定により落札候補者となった者が、5の規定により提出した工事費内訳書の審査を行い、審査の結果、実施要領第29第1号から第4号に該当する入札書は、無効(失格)とする。

10 落札候補者の決定及び低入札価格調査等

(1) 予定価格の制限の範囲内の入札書で最低価格入札者(総合評価点の最も高く有効な入札した者)を落札候補者とする。ただし、落札候補者の入札価格及び入札額の状況によって、低入札調査試行要領に基づく「低入札価格調査」により、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札した他の者のうち、当該落札候補者の次に低い価格の入札者(総合評価点の最も高い者)を落札候補者とする。

(2) 発注機関の長は、(1)において、落札候補となるべき同価(「同点」を含む。)の入札をした者が2人以上ある時は、当該入札者に連絡のうえくじを引かせて順位を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、6(3)の入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。

(3) (1)による落札候補者の入札書が落札決定までの間に無効(失格)となった場合には、当該落札候補者の入札額の次に低い価格の入札者(総合評価点の最も高い者)が落札候補者に繰り上がるものとし、以降、繰り上がった落札候補者が落札決定までの間に無効失格となったときも同様とするものとする。

(4) (2)のくじ引きは、別途指定する日時及び場所において行う。

(5) 発注機関の長は、前記9による工事費内訳書の審査の結果、内訳書が適正であると認めた落札候補者又は再入札を実施し、落札候補者となった者に対し、落札候補者となった旨を速やかにFAX及び電話により連絡するものとする。

(6) 「低入札価格調査」及び「特別重点調査」については、落札候補決定通知書に添えて低入札価格調査の実施通知書にて連絡するものとし、資料の提出期限は同通知書に記載する。

資料の提出が提出期限内に一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、当該落札候補者のした入札書は、無効(失格)とする。

(7) 特別重点調査の実施対象となる者は、主任(監理)技術者と同等の技術者1名を別に専任で配置

すること。なお、入札者が特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の場合には、構成員ごとに主任（監理）技術者と同等の技術者1名を別に専任で配置すること。

前記に定める技術者を配置できない場合の入札書は、無効（失格）とする。

11 落札者の決定

発注機関の長は、落札候補者の審査及び10(6)による調査を行った結果、適格者を確認できた場合は、落札者を決定し速やかに連絡するものとする。

12 落札候補者の辞退

「低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退に対する事務処理規程」（以下「低入札価格調査辞退規程」という。）に基づき、発注機関の長から承認を受けた落札候補者は、当該候補者を辞退することができる。この場合において、低入札価格調査辞退規程第1(1)の「入札参加資格要件審査書類の提出までに」とあるのは「会計局長が行う調査終了時までに」と読み替えるものとする。なお、辞退に当たり、低入札価格調査辞退規程第3の「入札参加の制限」は適用しない。

13 契約保証

契約保証金は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16並びに財務規則（昭和42年規則第2号）第142条及び同規則第143条に基づき策定された、「建設工事等に係る契約保証金取扱要領」（平成27年3月11日付け26契検第135号）の規定により取り扱うものとする。

14 支払い条件

(1) 前金払

各年度ごとに、その年度の出来高予定額の10分の4以内で前金払を請求することができる。

(2) 中間前金払

ア 前記(1)による前金払の支払を受けた後、各年度ごとに出来高予定額の10分の2以内で請求することができる。ただし、中間前金払を支出した後の前金払額の合計額は、各年度ごとの出来高予定額の10分の6以内とする。

イ 中間前払金を請求するときは、あらかじめ発注者の中間前金払に係る認定を受けること。

ウ (3)の部分払を受けた後は、当該年度は中間前払金を請求することはできない。

(3) 部分払

規則の規定による範囲内で部分払をすることができる。

15 入札書等の無効

入札心得第19条、第20条及び入札説明書に掲げる入札書は無効とする。

16 その他

(1) 「入札心得」、「入札説明書」に示すとおりとし、「受注希望型競争入札に関する質問・回答」（Q&A）、「総合評価落札方式に関する質問・回答」（Q&A）に示す該当箇所はこれを適用する。

(2) 入札参加者は、契約書（案）を十分了知すること。

(3) 落札者の決定後、本件入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(4) 「入札参加資格要件審査書類に虚偽の記載をした場合」、「落札候補者が必要な調査及び資料を提出しない場合、提出した場合であっても審査書類中正当な理由なく技術者等を配置できない場合、書類の不備による故意の辞退と見なされる場合」、「落札者が契約を締結しない場合」、「低入札価格調査及び特別重点調査の調査書類を提出しない場合」又は、「特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札 入札公告、入札心得等において遵守すべき事項を履行しないと見なされる場合」は、入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行う。

(5) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 実質支配会社（特定JVの構成員を含む）は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社

又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。)

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。(総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。)

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社。

オ 事業協同組合とその構成員。

(7) 低入札調査試行要領第3に定める低入札価格調査基準価格を下回る価格の落札候補者及び契約者が、別紙に掲げる左欄に該当する場合は、右欄に規定する措置を行う。

(8) 仮契約の締結前に長野県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を締結しないことがある。

また、仮契約の締結後から長野県議会議決前に長野県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。

公共工事における低価格入札に対する措置

令和元年8月1日適用

落札率が入札書比較価格の92.0%未満の場合

○ 積算内訳書、労務者確保計画の比較表、労務者配置計画の比較表等の提出(低入札価格調査及び契約後)

(左欄)提出書類による審査	(右欄)発注機関の措置
資料不提出	入札参加停止 認定した日から1か月以上9か月以内
虚偽の報告	(入札参加停止措置要領第1項別表第2の11不誠実な行為を適用)
理由のない下請けの労務費の減額	工事成績点の減点(法令遵守等) (文書注意－8点、口頭注意－5点)
理由のない下請けの配置予定人員の減員	
理由のない資料提出の遅滞	
その他、不適切な見積りや建設業法に違反する事項など	*下請けのしわ寄せは、状況により文書・口頭注意とする。 *最終提出は、竣工届け提出時とし、提出されない場合、所長から口頭注意し、さらに、竣工検査時に提出されない場合は、文書注意する。
○「低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退に対する事務処理規程」第3の「入札参加の制限」は適用しない。	

※WTO適用案件は、92.0%未満で低入札価格調査及び契約後の確認調査を実施する。